

呉市まちづくりセンター自主サークル登録要項

(目的)

第1条 この要項は、生涯学習活動の一環としてまちづくりセンターを定期的、かつ継続的に使用して社会教育活動を行う団体（以下「サークル」という。）を支援するため、必要な事項を定める。

(活動目標)

第2条 サークルは、まちづくりセンターと密接な連携を保ち、学習活動により知識・技術の習得を目指すのみではなく、その活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、豊かな人間性の涵養を図り、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動するものとする。

(登録等)

第3条 呉市まちづくりセンター自主サークル（以下「自主サークル」という。）に登録を希望するサークルは、その活動の拠点とするまちづくりセンターへ、サークル活動団体登録申請書（別紙様式1）に会則を添えて申請するものとする。

2 まちづくりセンター館長は、前項及び第4項に規定する申請について、内容を確認した上で、自主サークルとして登録するものとする。

3 第1項に規定する申請は、原則として、3月、6月、9月、12月の1日から10日（日曜、祝日及び休館日は除く）の間、まちづくりセンターの窓口において受け付ける。

4 自主サークルの登録期間は、第2項において登録された日から、4か月後の月が属する年度内とし、引続き登録を希望する自主サークルにあっては、前項で規定する12月の申請期間中に、会員名簿（12月1日現在）を提出することで、更新の申請とすることができる。

5 自主サークルが解散したとき又は届出事項に変更の生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(自主サークルの要件等)

第4条 自主サークルの要件は、次の各号に規定するとおりとする。

(1) 文化・教養・体育・レクリエーション等の活動を通して、社会教育による生涯学習の振興を図り、もって地域に貢献することを目的として自主的かつ自立したサークルであること。

(2) 会員の中に代表者を置き、組織、活動内容、会費等について規約等に規定があり、会員名簿を備えていること。

(3) サークル外の者が当該サークルに参加を希望するときは、原則として、随時加入を可とすること。

(4) 5名以上の会員をもって構成すること。

(5) 営利を目的とした活動を行わないサークルであること。

(6) 特定の政党・宗教に利害関係のないサークルであること。

2 自主サークルの登録は、1館に限るものとする。

3 サークル名称が異なる2以上のサークルであっても、会員の大半が同じ者でかつサークル活動の目的・内容が同じ場合、登録できるサークルは、いずれか1つとする。

(入会金)

第5条 自主サークルは、入会金を徴収してはならない。

(自主サークルの支援)

第6条 まちづくりセンターは、自主サークルに対し、次の各号に掲げる支援策を実施する。

- (1) 第10条に規定する講座室等の仮予約
- (2) まちづくりセンターが主催する行事等への参加
- (3) まちづくりセンターのホームページ等を利用した情報の公開
- (4) その他運営に関しての必要な助言・情報提供

(講師)

第7条 自主サークルの指導に携わる講師は、第2条に定めるまちづくりセンター活動の本旨に従い、学習等の指導等に当たらなければならない。

(講師謝金)

第8条 自主サークルの指導に携わる講師謝金の単価は、1時間当たり3,000円を基準とし、7,000円を限度として定めることができる。

(学習等の成果)

第9条 自主サークルは、次に掲げる項目に留意して、学習等の成果が発揮されるよう努めるものとする。

(1) 自主サークル活動により習得した知識、技能は単に自己実現にとどめることなく、広く地域社会に還元するよう努めること。

(2) まちづくりセンターが主催する行事等に積極的に参加すること。

(3) その他市民及びサークル相互の交流に努めること。

(仮予約)

第10条 自主サークルは、第3条第2項に規定する受付期間に、サークル活動年間申込書(別紙様式2)を提出することで、講座室等の仮予約をすることができる。

2 まちづくりセンター館長は、仮予約の申込み状況等によって、その希望日等について調整することができる。

3 まちづくりセンター館長は、市の主催行事等又は天災等やむを得ない事情により、仮予約の変更又は取り消しをすることができる。

4 仮予約した講座室等の使用料は、使用日3か月前の1日から翌月末日までにまちづくりセンター使用申請書を提出して納付しなければならない。

(自主サークルの取消)

第11条 まちづくりセンター館長は、サークル活動団体登録申請書の内容に虚偽の記載があった場合又は自主サークルの運営及び活動が、本要項に定める事項に反した場合、自主サークルの登録を取り消すことができる。

(委任事項)

第12条 この要項に定めるもののほか、自主サークルの登録及び支援に関する事項は、市民部長が別に定める。

附則

この要項は、平成19年12月1日から施行する。